

市民総合賠償補償保険のあらまし

この保険は、松本市が主催する行事の遂行に起因する急激かつ偶然な外来事故※1によって、住民等第三者※2が死亡又は身体障害もしくは入通院を伴う障害を被った場合、松本市の賠償責任の有無に関係なく、「松本市市民総合災害補償規則」に基づいて、被災者に支払う補償費用が保険金額を限度として支払われるものです。

※1 対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性を全て満たしていることが必要です。

急激性…原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

偶然性…原因または結果の発生を被災者が予知できない状態をいいます。

外来性…原因の発生が被災者の身体に内在するものではないことをいいます。

要件に欠ける例…闘争行為（けんか等）によるケガ、心臓疾患等の疾病が原因となった死亡等

※2 住民等第三者とは、松本市民のほかに行事に参加している他市町村の住民も含まれます。

1 対象となる大会

松本市市民体育大会・松本市長杯争奪球技大会等の松本市が主催するスポーツ大会

2 対象となる者

上記大会に参加する者

※大会に参加するための往復途上は対象外です。

※観覧者あるいは応援者は含まれません。

（注）観覧者あるいは応援者が、当該スポーツ活動に直接起因して身体障害を被ったような場合には、補償保険の対象となります。

[例] （対 象）野球大会の応援者に打者の打ったファウルボールが当たった
（対象外）単に観戦中に誤って転落した

3 保険金額及び保険金算出方法

（1）死亡補償保険金額…300万円まで

（2）後遺障害補償保険金額…障害の程度に応じ死亡補償保険金額の100%～3%

（3）入院補償保険金額…入院日額に応じ10,000円～150,000円

（4）通院補償保険金額…通院日数に応じ5,000円～60,000円

入院の場合		通院の場合	
入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
1日～5日	10,000円	1日～5日	5,000円
6日～15日	30,000円	6日～15日	10,000円
16日～30日	60,000円	16日～30日	30,000円
31日～60日	90,000円	31日～60日	45,000円
61日～90日	120,000円	61日以上	60,000円
91日以上	150,000円		

保険金額の実例

2日通院	5,000円
15日入院	30,000円
3日入院、10日通院	10,000円+10,000円=20,000円
100日入院、30日通院	150,000円+30,000円=180,000円

4 補償保険金が支払われない場合（抜粋）

- (1) 保険契約者または被保険者（松本市）の故意
- (2) 補償対象者（対象となる市民等第三者）の故意
- (3) 死亡保険金を受け取るべきものの故意
- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができない恐れがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による場合
- (7) 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による場合
- (8) 地震、噴火または津波
- (9) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」または腰痛で他覚症状のないもの）

5 問合せ・連絡窓口

保険金の請求については下記までご連絡ください。

松本市文化スポーツ部スポーツ推進課

〒390-0801 長野県松本市美須々5-1 松本市総合体育館内

Tel 0263-45-9511